

那智勝浦町 新クリーンセンター建設に係る 生活環境影響調査書 の内容についてのお知らせ

日頃から、廃棄物行政に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、那智勝浦町クリーンセンターは、平成3年の稼働開始後28年を経過しており、施設の老朽化による修繕等維持補修範囲の増加や、今後の安全で安定した適正処理に必要な改良に係る整備費の増加による経済的負担の新たな増加が懸念されています。

このような状況において、那智勝浦町では新たにごみ焼却施設とリサイクル施設を合わせた一般廃棄物の複合処理施設の建設を計画しています。

このお知らせは、廃棄物処理施設整備事業を計画するに際して、実施を義務づけられている生活環境影響調査について、その概要を皆様にご案内するものです。

令和5年3月
那智勝浦町

※本概要書は令和2年に縦覧したもののうち、施設詳細が確定したことにより、施設から排出される大気質（煙突排ガス）にかかる部分を再評価したものととなります

1 生活環境影響調査の対象とした項目

調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき実施し、調査項目は、同指針の「焼却施設における標準的な調査項目」をもとに表1-1のとおり選定しました。

表 1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連

調査事項	環境影響要因 調査項目	供用による影響				工事の実施
		煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	
大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
	二酸化窒素 (NO ₂)	○			○	
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○			○	
	塩化水素(HCL)	○				
	ダイオキシン類	○				
	粉じん(降下ばいじん)			※		
騒音	騒音レベル		○		○	
振動	振動レベル		○		○	
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○		○		
水質	BOD,SS 等環境基準項目		× 無放流			● 濁水

○：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」による標準項目であり、事業計画地周辺の生活環境の状況に応じて選定した項目を示す。

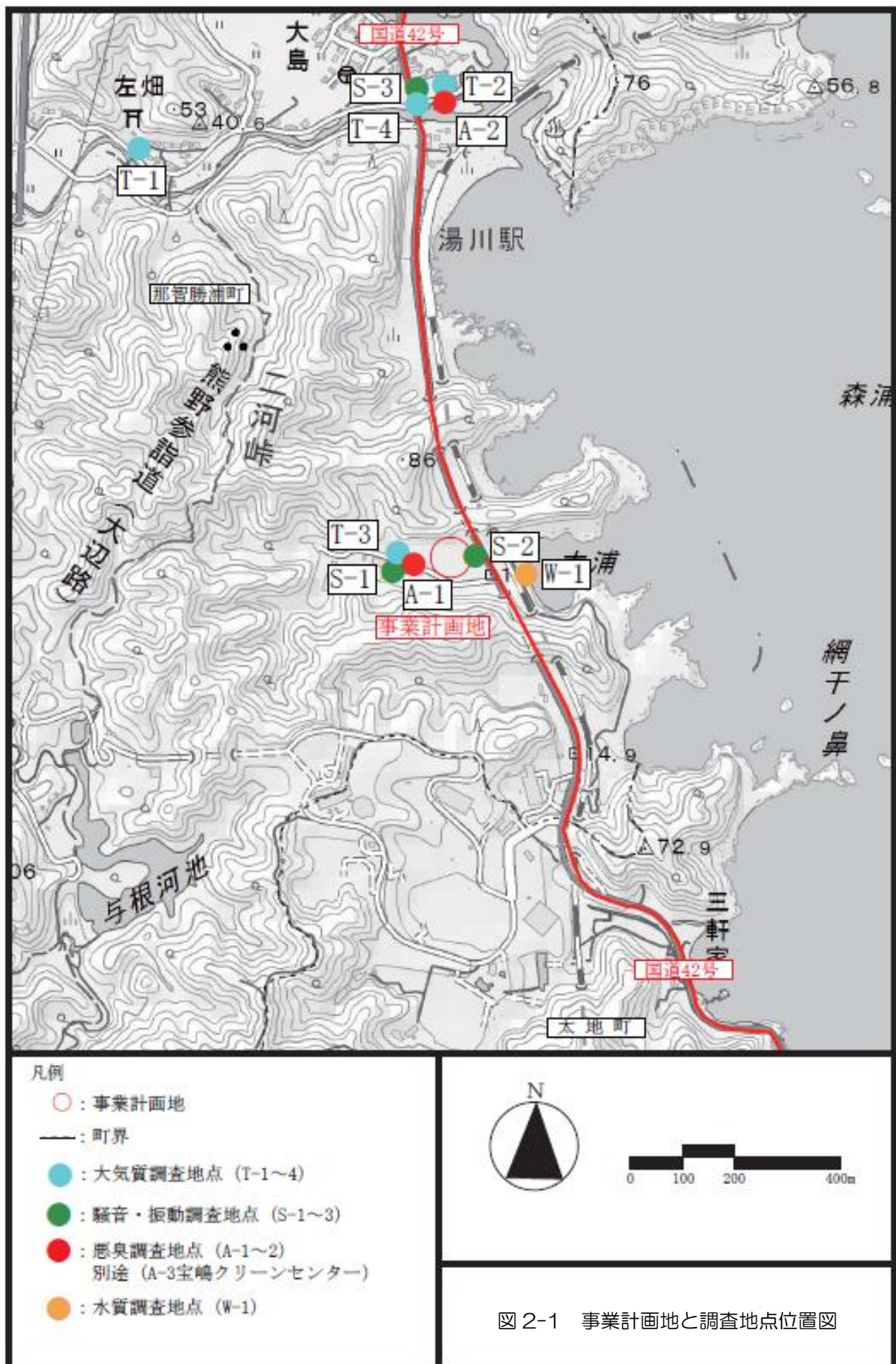
●：同指針において標準項目として設定されていないが、事業計画及び事業計画地周辺の生活環境の状況に応じて選定した項目を示す。

×：同指針において標準項目として設定されているが、事業計画を勘案し選定しなかった項目を示す。
(施設の排水は無放流を計画していることから対象外とした。)

※：粉じん（降下ばいじん）は現況調査のみで予測、影響の分析の対象とはしない。

2 生活環境影響調査の結果

調査地点



1. 大気質

調査の結果

大気質調査の結果

全ての測定項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、降下ばいじん）について、環境基準または目標値、指針値等を下回っていました。



大気質調査の状況
(教育委員会(沿道))

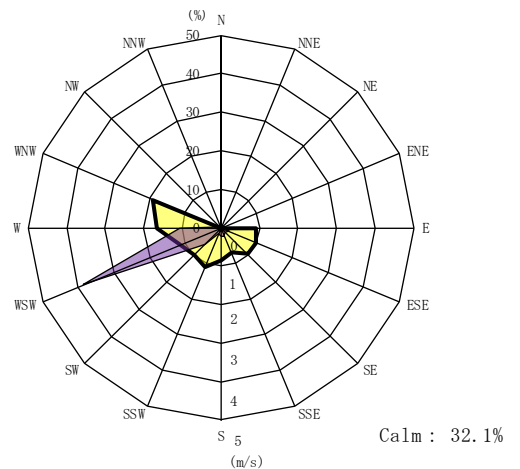
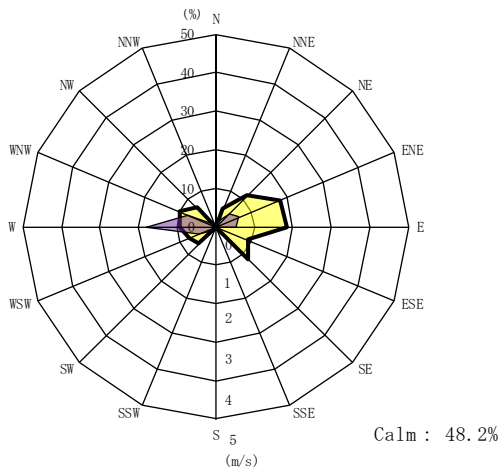
表 2.1-1 大気質調査結果

区分		環境大気			沿道大気	環境基準等	
		T-1 二河区民会館	T-2 教育委員会	T-3 事業計画地	T-4教育委員会(沿道)	適否	基準値
二酸化硫黄 (ppm)	期間平均値	0.001	0.001	0.001	/	適	—
	1時間値の最高値	0.003	0.003	0.006			0.1
	日平均値の最高値	0.002	0.001	0.002			0.04
二酸化窒素 (ppm)	期間平均値	0.002	0.001	0.002	0.003	適	—
	1時間値の最高値	0.007	0.004	0.007	0.008		—
	日平均値の最高値	0.003	0.002	0.003	0.003		0.06
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	期間平均値	0.011	0.013	0.009	0.008	適	—
	1時間値の最高値	0.050	0.055	0.042	0.030		0.2
	日平均値の最高値	0.025	0.027	0.020	0.009		0.1
塩化水素 (ppm)	期間最大値	<0.002	<0.002	<0.002	/	適	0.02
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	期間平均値	0.0052	0.0038	0.0040	/	適	0.6
水銀 (μg/m ³)	期間平均値	0.0016	0.0013	0.0014	/	適	0.04
降下ばいじん (t/km ² /月)	期間平均値	/	/	1.3	/	適	10

注：環境大気は夏季、冬季、沿道大気は冬季調査結果による。

地上気象調査の結果

事業計画地(T-3)において、夏季、冬季に風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量について調査を行いました。そのうち、風向、風速調査の結果、平均風速はやや小さく、風向についてみると、夏季では西の風が、冬季では西南西の風が卓越していました。



■ 平均風速 (m/s) ■ 出現率 (%)

注) calm は静穏(風速 0.4m/s 以下)を示す。

図 2.1-1 風速図

予測結果・影響の分析

煙突排ガスの排出の予測結果

施設供用時の煙突排ガスによる影響を予測し、将来の環境濃度を算出した結果、年平均値、1時間値ともに環境保全目標を下回りました。

表 2.1-2 煙突排ガスの排出の予測結果

区分	長期平均濃度					1時間値		
	予測環境濃度 注:1,2			環境保全目標 注:3		予測濃度 注:4	環境保全目標 注:3	
	最大着地濃度 出現地点 注:5	T-1 二河区民会館	T-2 教育委員会	適否	目標値		適否	目標値
二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.003	0.003	適	0.04以下	0.0081	適	0.1以下
二酸化窒素 (ppm)	0.005	0.005	0.005	適	0.06以下	0.0100	適	0.1以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.047	0.047	0.056	適	0.10以下	0.0567	適	0.2以下
塩化水素 (ppm)				—	—	0.0041	適	0.02以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0078	0.0065	0.0046	適	0.6以下		—	—
水銀 (μg/m ³)	0.0015	0.0016	0.0013	適	0.04以下		—	—

- 注:1 予測環境濃度 現況の濃度に計画施設の寄与分を合わせた将来の濃度
 :2 長期平均濃度の予測環境濃度は、二酸化硫黄及び二酸化窒素については年間2%除外値、浮遊粒子状物質については年間98%値、ダイオキシン類、水銀については年平均値である。
 :3 環境保全目標は環境基準もしくは指針値、目標値等
 :4 着地濃度が最も高くなる気象条件(大気安定度A、風速1.0m/s)での予測値
 :5 事業計画地の南西 約500m

廃棄物運搬車両の走行の予測結果

沿道における廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、環境保全目標を下回りました。

表 2.1-3 廃棄物運搬車両の走行の予測結果

区分	項目	単位	日平均 予測濃度	環境保全目標
T-4 教育委員 会 (沿道)	北向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.011
		浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.012
	南向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.011
		浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.012
				二酸化窒素 日平均値:0.06ppm以下 浮遊粒子状物質 日平均値:0.10mg/m ³ 以下

煙突排ガスの排出に係る環境保全措置

- 大気汚染防止法規制値、またはより厳しい自主基準値を設定し遵守します。
- 測定結果は公表します。
- 大気汚染物質の排出抑制を目的として、消石灰・活性炭吹き込み、バグフィルター等の排ガス処理設備を設置します。
- 適正な燃焼管理を行うことにより、大気汚染物質の排出抑制を図ります。
- 設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図ります。

廃棄物運搬車両の走行に係る環境保全措置

- 廃棄物運搬車両には排出ガス適合車を選定・使用します。
- 廃棄物運搬車両の走行に際しては、規制速度を遵守するほか、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転を避け、アイドリングストップを徹底します。
- 従業員および関係者に、アイドリングストップを徹底します。
- より効率的な収集運搬経路について検討します。

影響の分析

予測結果は、環境保全目標値を下回る結果であり、また、上記の環境保全措置を実施し、大気への負荷を低減させることから環境保全目標「周辺住民の日常生活に支障を生じないこと」は達成されるものと考えられます。

2. 騒音・振動

調査の結果

騒音調査の結果

環境騒音について、騒音規制法に基づく規制基準（第二種区域(Ⅱ)）と比較すると、事業計画地（西側）では、平日・土曜ともにいずれの時間区分においても基準を満足していましたが、事業計画地（東側）では、国道42号を走行している車両の影響により、平日・土曜ともにいずれの時間区分においても基準を上回っていました。教育委員会（沿道）における道路交通騒音について、参考として環境基準「幹線交通を担う道路に近接する区域」での基準と比較すると、平日・土曜ともにいずれの時間区分においてもこれを下回っていました。



騒音・振動調査の状況
(事業計画地（東側）)

振動調査の結果

環境振動について、振動規制法に基づく規制基準（第一種区域）と比較すると、事業計画地（西側）、事業計画地（東側）ともに、平日・土曜ともにいずれの時間区分においても規制基準を満足していましたが、教育委員会（沿道）における道路交通振動について、「道路交通振動の限度(要請限度)」による第一種区域に係る基準と比較すると、平日・土曜ともにいずれの時間区分においても要請限度を満足していません。環境振動、道路交通振動について、すべての地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を大きく下回っていました。

表 2.2-1 騒音調査結果

区分	調査結果(dB) 等価騒音レベル (LAeq)		調査結果(dB) 90%レンジの上端値 (L5)					
	昼間	夜間	朝	昼間	夕	夜間		
							朝	昼間
環境	S-1 事業計画地 (西側)	平日	50	33	48	50	37	35
		土曜	43	35	47	46	39	37
	S-2 事業計画地 (東側)	平日	60	51	65	67	62	52
		土曜	60	55	66	67	65	61
	環境基準 注:1		55	45				
規制基準 注:2				50	60	50	45	
道路交通	S-3 教育委員会 (沿道)	平日	64	56				
		土曜	64	59				
	環境基準 注:3		70	65				
要請限度 注:4		75	70					

注：1 騒音に係る環境基準 B地域
 注：2 騒音規制法 第二種区域（Ⅱ）
 注：3 騒音に係る環境基準 幹線交通を担う道路に近接する空間
 注：4 騒音規制法 要請限度 幹線交通を担う道路に近接する区域
 朱書き箇所は環境基準、規制基準を上回ったことを示す。

表 2.2-2 振動調査結果

区分	調査結果(dB) 80%レンジの上端値 (L10)			
	昼間	夜間		
			昼間	夜間
環境	S-1 事業計画地 (西側)	平日	<30	<30
		土曜	<30	<30
	S-2 事業計画地 (東側)	平日	<30	<30
		土曜	<30	<30
	規制基準 注:1		60	55
道路交通	S-3 教育委員会 (沿道)	平日	<30	<30
		土曜	<30	<30
	要請限度 注:2		65	60

注：1 振動規制法 第一種区域
 注：2 振動規制法 要請限度 第一種区域

予測・影響の分析

騒音の予測結果

施設の稼働による影響を予測した結果、S-1 事業計画地（西側）では環境保全目標を下回りました。一方、S-2 事業計画地（東側）では、国道42号を走行している車両の騒音の影響により、現況騒音レベルが環境保全目標を上回っていました。しかし、稼働時の騒音レベルに変化はなく、現況を著しく悪化させるものではありません。

また、廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、平日、土曜ともに環境保全目標を下回っていました。騒音レベルの増加量もともに 0.3dB と小さく、現況を著しく悪化させるものではありません。

表 2.2-3 施設の稼働の予測結果（騒音）

区分		90%レンジの上端値(L5) (dB)			
		朝	昼間	夕	夜間
S-1 事業計画地 (西側)	現況	48	50	37	35
	稼働時	49	50	42	41
S-2 事業計画地 (東側)	現況	65	67	62	52
	稼働時	65	67	62	52
環境保全目標 注:1		50	60	50	45

注：1 騒音規制法 第二種区域（Ⅱ）
 朱書き箇所は環境保全目標を上回ったことを示す。

表 2.2-4 廃棄物運搬車両の走行の予測結果（騒音）

単位：dB

区分		一般車両 (現況値)	増加量	一般車両＋ 廃棄物運搬車両 (予測値)	環境保全目標 注:1
S-3 教育委員会 (沿道)	平日	63.9	0.3	64.2	70dB以下
	土曜	64.3	0.3	64.6	

注：1 騒音に係る環境基準 幹線交通を担う道路に近接する空間

振動の予測結果

施設の稼働による影響を予測した結果、S-1 事業計画地（西側）、S-2 事業計画地（東側）の両地点で環境保全目標を下回っていました。また、各地点、大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルです。

また、廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、平日、土曜ともに環境保全目標を下回っていました。施設の稼働による影響と同様に、各地点、大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルです。

表 2.2-5 施設の稼働の予測結果（振動）

区分		80%レンジの上端値(L10) (dB)	
		昼間	夜間
S-1 事業計画地 (西側)	現況	<30	<30
	稼働時	47	47
S-2 事業計画地 (東側)	現況	<30	<30
	稼働時	48	48
環境保全目標 注:1		55	60

注:1 振動規制法 第一種区域
稼働時振動レベルの計算にあたっては、「<30」を「30」として計算した。

表 2.2-6 廃棄物運搬車両の走行の予測結果（振動）

単位：dB

区分		一般車両 (現況値)	増加量	一般車両＋ 廃棄物運搬車両 (予測値)	環境保全目標 注:1	
S-3 教育委員会 (沿道)	平日	昼間	<30	1	31	65dB以下
		夜間	<30	0	30	60dB以下
	土曜	昼間	<30	1	31	65dB以下
		夜間	<30	0	30	60dB以下

注:1 振動規制法 要請限度 第一種区域

施設の稼働に係る環境保全措置

- 設備は原則として建物内に配置し、騒音の屋外への伝搬を抑制します。
- 騒音、振動が発生しやすい設備は、騒音、振動の少ない機種を選定し、適切な防音、防振対策を行います。
- 設備の点検等を実施し、異常な騒音、振動が発生しないよう設備の維持管理に努めます。

廃棄物運搬車両の走行に係る環境保全措置

- 廃棄物運搬車両の走行に際しては、規制速度を遵守するほか、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転を避け、アイドリングストップを徹底します。
- 従業員および関係者に、アイドリングストップを徹底します。
- より効率的な収集運搬経路について検討します。

影響の分析

予測結果は、環境保全目標値を下回る結果または現況を著しく悪化させるものではない結果となり、また、上記の環境保全措置を実施し、騒音、振動の影響を低減させることから環境保全目標「周辺住民の日常生活に支障を生じないこと」は達成されるものと考えられます。

3. 悪臭

悪臭調査の結果

事業計画地及び類似施設(宝嶋クリーンセンター)における現地調査の結果、午前・午後の調査で全ての項目が敷地境界における規制基準の10分の1未満であり、規制基準を満足していました。また、規制基準が適用されない臭気指数についても10未満でした。



悪臭調査の状況
(類似施設
(宝嶋クリーンセンター))

予測・影響の分析結果

供用時の環境保全措置

- 煙突排ガスの特定悪臭物質の13項目について、基準に比べ厳しい許容流量を適用します。
- プラットホーム出入り口には臭気の漏洩を防止するエアカーテンやシャッター等の設置を検討します。
- ごみピット内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み高温で分解処理します。
- 設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図ります。
- 場内を適宜清掃し、悪臭の原因となる廃棄物等を適切に処理します。

予測・影響の分析

- 煙突排ガスの特定悪臭物質の許容流量の適用、施設からの悪臭漏洩を防止するための対策、類似施設(宝嶋クリーンセンター)における現地調査結果などから、環境保全目標である「大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足することとする。」は十分満足するものと考えます。

4. 水質

水質調査の結果

水質調査は、事業計画地の下流河川で、晴天時と降雨時に調査を行いました。下流河川は類型指定されていないため環境基準は適用されませんが、参考として調査結果を環境基準（B 類型）と比較すると生活環境項目は、環境基準を下回っていました。また、健康項目、ダイオキシン類についても環境基準を下回っていました。

降雨時の浮遊物質（SS）は10mg/Lでした。



水質調査の状況

予測・影響の分析結果

工事中の環境保全措置

- ・濁水処理装置（40m³/h）、ノッチタンク、汚泥タンク（ともに40m³）を設置します。
- ・降雨時に発生する濁水は、濁水処理装置で処理の後に放流します。



予測・影響の分析

海域での水質について浮遊物質（SS）を指標に予測した結果、その影響範囲は70~100m程度となり、放流口からの距離100m付近では現況水質とほとんど差はなくなるものとなりました（図2.4-1参照）。

したがって、環境保全目標である「工事に伴って発生する濁水が、海域水質に大きく影響を及ぼさないこと。」は満足するものと考えます。

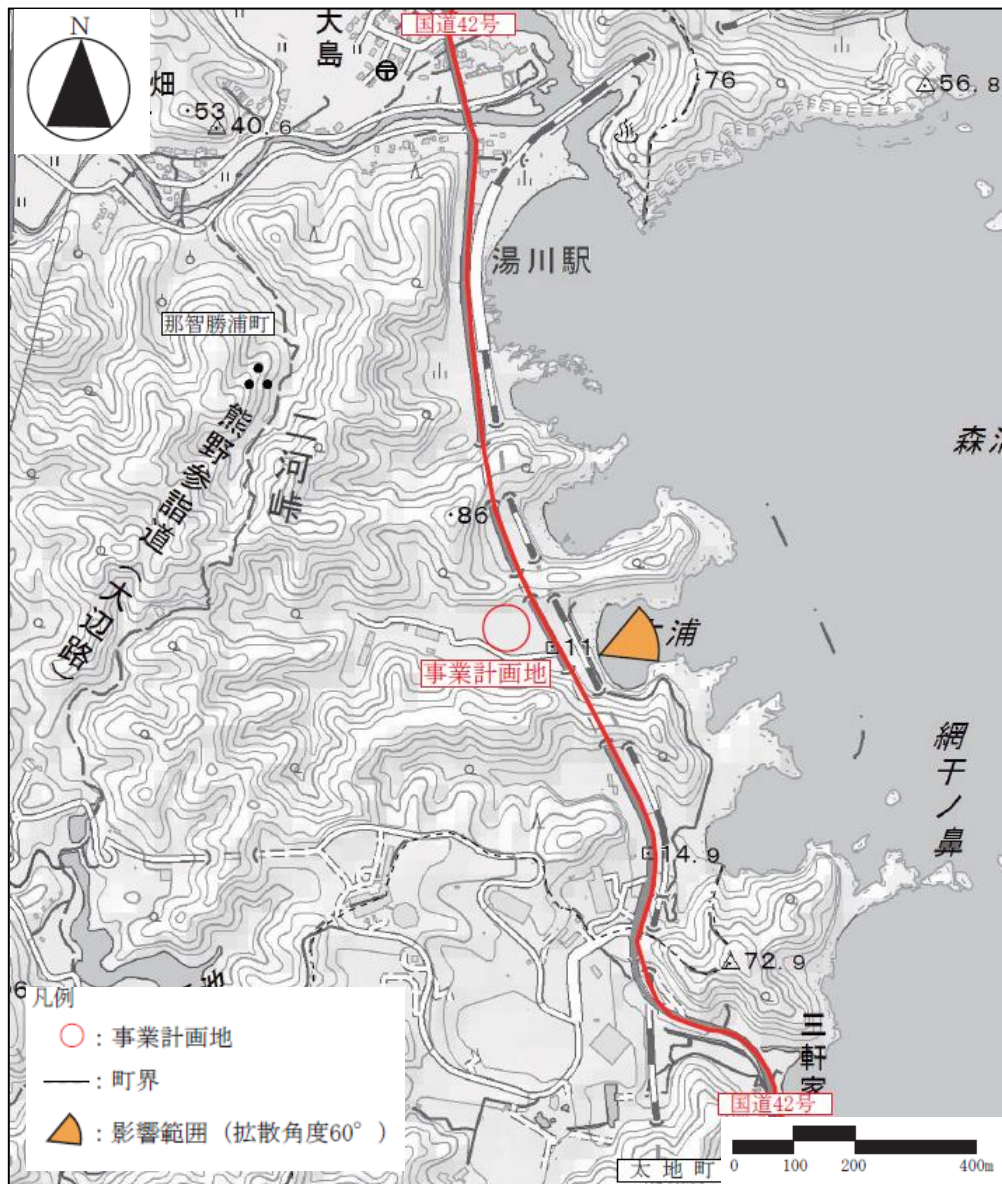


図 2.4-1 予測結果（水質）

お問い合わせ先

〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

那智勝浦町役場 住民課

電話：0735-52-0559

ファックス：0735-52-6562